

「パブリックコメント」を実施しています
～ご意見をお寄せください～

パブリックコメントとは…

市の重要な政策の形成過程において、事前にその政策案の概要などを公表して、広く市民の皆さんからご意見等を募り、寄せられたご意見等を考慮して意思決定を行う手続きをいいます。

太陽光発電設備の設置等に関する基準や手続きを定めることで、自然環境及び生活環境の保全並びに市民の安全の確保を目指し、茅野市生活環境保全条例の改正を進めています。

この条例改正にあたり意見を募集しています。

茅野市では、平成 26 年に「茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」を制定し、その後一部改正を行いながら、生活環境や自然環境等に配慮し、市民相互理解のもと再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう努めてまいりました。

しかし、防災対策や景観保全など周辺環境への配慮や周辺住民への事前説明が不足するなど、ガイドラインに規定された調整が十分に行われなかったことにより、地域住民や関係者との関係が悪化する事例がありました。

平成 29 年 4 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正され、事業者は条例に規定された手続等を遵守することなしに再生可能エネルギー発電事業の認定を受けることができなくなり、また、認定を受けた後でも認定を取り消され得ることとなったため、自治体における再生可能エネルギー発電事業に関する条例制定の意義が大きくなってきています。

こうしたことから、本市では、事業の適正化を図るため、茅野市生活環境保全条例を改正し、太陽光発電設備の設置等に関する基準や手続を条例に定め、生活環境の保全及び市民生活の安全の確保を目指します。

今回、条例改正の概要をまとめましたので、幅広い皆様のご意見を募集します。

応募期間 6月11日（火）から6月25日（火）まで

応募締切り 6月25日（火）必着

応募資格 次のいずれかに該当する方

- 1 市内に住所を有する方
- 2 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- 3 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体
- 4 市内の学校に在学する方
- 5 市内に別荘等を有する方

応募方法

氏名(又は法人名)及び住所をご記入の上、次のいずれかの方法で書面にて送付、又は持参してください。匿名及び電話での受け付けはしていませんので、ご了承ください。なお、障害等により書面等での意見の提出が困難な方は、環境課までお申し出ください。

- 1 電子メールアドレス kankyo@city.chino.lg.jp
- 2 郵送 〒391-8501 茅野市塚原 2-6-1 茅野市役所 環境課
- 3 FAX 0266-82-0234
- 4 持参 資料の閲覧ができる施設へ直接お持ちください。

資料の閲覧

茅野市ホームページ又は次の施設で資料を直接閲覧できます。なお、障害等により閲覧が困難な方は、環境課までお申し出ください。

茅野市役所 2階環境課、各地区コミュニティセンター、茅野市役所ベルビア店

ご意見の公表

茅野市ホームページ上で公表する予定です。なお、いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしません。また、同様のご意見は集約することがありますので、あらかじめご承知ください。

問合せ 茅野市役所 環境課環境保全係 72-2101 (内線 262)

太陽光発電設備設置の適正化に係る 茅野市生活環境保全条例改正の概要

○ 条例改正の組立て

1の(定義)は茅野市生活環境保全条例第1章「総則」の当該条に追加し、第4章「開発の規制」の次に第5章として「太陽光発電設備の設置等」を新たに追加します。第5章として追加する内容は、2(太陽光発電設備の設置及び管理の適正化)から10(報告の徴収)までとなります。11(指導又は助言)から13(公表)までは、改正後の第8章「雑則」に、条及び項を追加する予定です。

1 (定義)

(1)「太陽光発電設備」とは、発電出力10キロワット以上の太陽光を電気に変換する設備(建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。)及びその付属設備であって、発電した電気を、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特措法」という。)第2条第5項に規定する特定契約により電気事業者に対し供給する事業に使用される設備をいいます。

(2)「太陽光発電事業者」とは、太陽光発電設備を使用して、再生可能エネルギー特措法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業を行う者をいいます。

太陽光発電設備の設置等

2 (太陽光発電設備の設置及び管理の適正化)

太陽光発電設備の設置及び管理に関しては、災害の防止並びに生活環境及び自然環境の保全に配慮した適切な方法によってなされなければなりません。このため、市は太陽光発電設備の設置及び管理に関する基準を定めるものとします。

3 (太陽光発電事業者の責務)

太陽光発電事業者は、太陽光発電設備の設置及び管理に当たっては、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従うとともに、災害の防止並びに生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置を講じなければなりません。

- (1) 災害の防止に関する事項
- (2) 生活環境及び自然環境の保全に関する事項
- (3) 周辺景観の保全に関する事項
- (4) 事業の運営に関する事項
- (5) 事業の廃止に関する事項

4（事前協議）

太陽光発電事業者は、再生可能エネルギー特措法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を申請しようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければなりません。

5（説明会の開催）

太陽光発電事業者は、事前協議終了後、再生可能エネルギー特措法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を申請する前に、近隣住民等に対して、説明会を開催しなければなりません。当該計画を変更する場合も同様とします。

太陽光発電事業者は、説明会の開催により、近隣住民等の理解を得るよう努めなければなりません。

6（事業計画の届出）

太陽光発電事業者は、再生可能エネルギー特措法第9条第3項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたときは、設置工事に着手する30日前までに、事業計画を市長に届け出なければなりません。

7（事業の変更等）

太陽光発電事業者は、届出の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更届を市長に提出しなければなりません。

8（設置の完了）

太陽光発電事業者は、太陽光発電設備の設置が完了したときは、15日以内にその旨を市長に届け出なければなりません。

9（事業の廃止等）

太陽光発電事業者は、再生可能エネルギー特措法第11条の規定により再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出を経済産業大臣にしたとき、又は再生可能エネルギー特措法第15条の規定により再生可能エネルギー特措法第9条第3項の認定を取り消されたときは、その旨を市長に届け出なければなりません。

10（報告の徴収）

市長は、適正な太陽光発電設備の設置及び管理のために必要な限度において、太陽光発電事業者に対し、太陽光発電設備の設置及び管理に関して報告を求めることができることとします。

11（指導又は助言）

市長は、適正な太陽光発電設備の設置及び管理のために必要があると認めるときは、太陽光発電事業者に対して、必要な措置をとるよう指導又は助言を行うことができることとします。

12（勧告）

市長は、正当な理由なく指導に従わない者に対して、期限を定めて、必要な措置をとるよう勧告することができることとします。

13（公表）

市長は、条例の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告内容について公表することができることとします。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対して、意見を述べる機会を与えなければなりません。

14（施行期日）

この条例は、令和2年1月1日から施行し、同日以後に太陽光発電設備の設置工事に着手する太陽光発電事業者から適用します。

15（経過措置）

上記14（施行期日）において、改正条例が円滑に導入されるように経過措置を設けることとします。

参 考 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」 抜粋
(定義)

第 2 条

5 この法律において「特定契約」とは、第 9 条第 3 項の認定（第 10 条第 1 項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）と電気事業者が締結する契約であつて、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）に係る次条第 1 項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間（当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間）にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第 9 条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

3 経済産業大臣は、第 1 項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(事業の廃止の届出)

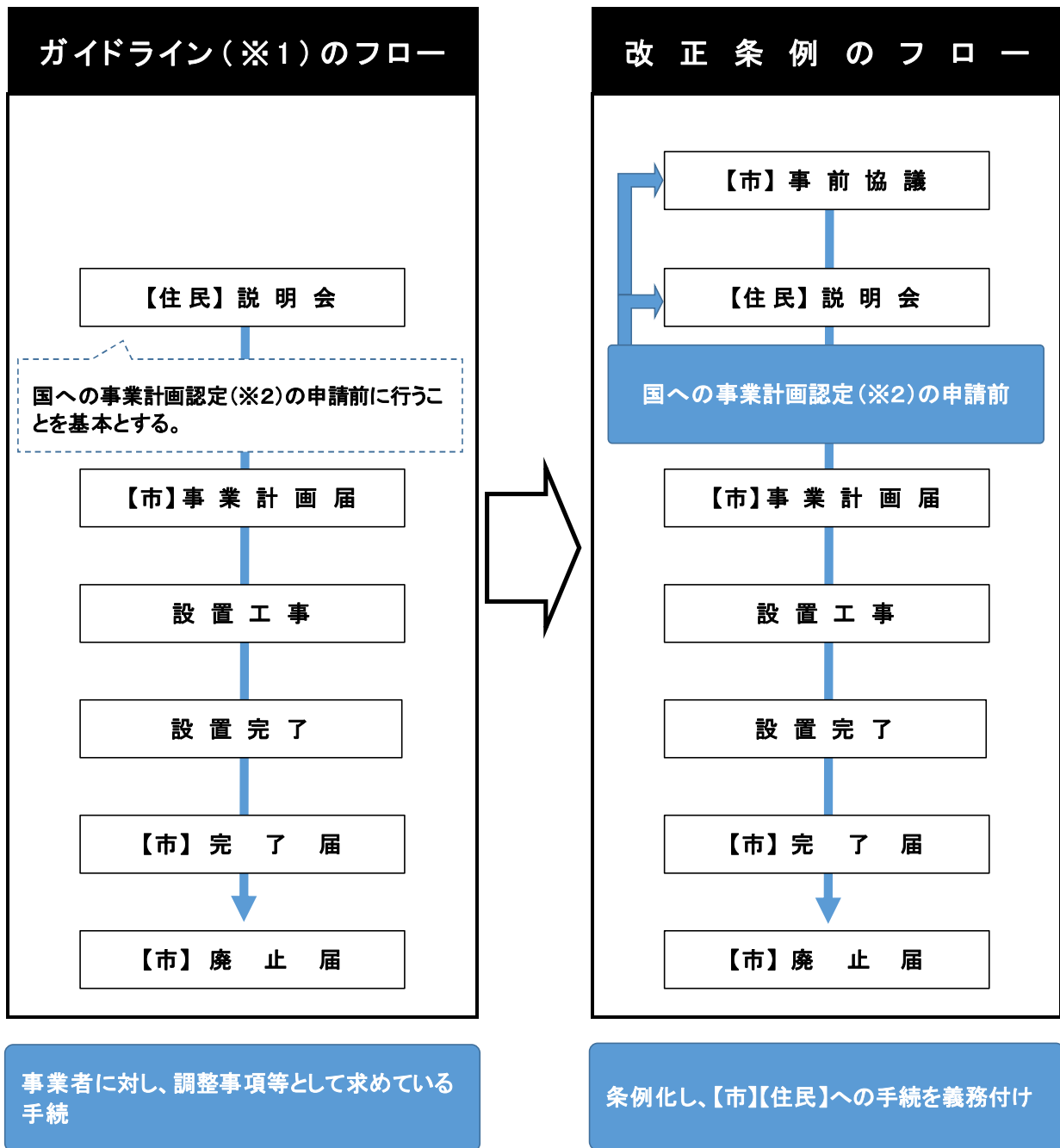
第 11 条 認定事業者は、第 9 条第 3 項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画（前条第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第 15 条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 9 条第 3 項の認定を取り消すことができる。

- 1 認定事業者が認定計画に従つて再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき。
- 2 認定計画が第 9 条第 3 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに適合しなくなったとき。
- 3 認定事業者が第 13 条の規定による命令に違反したとき。

太陽光発電事業を行う場合の事業フロー



※1 ガイドライン：「茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」

※2 事業計画認定：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）」第9条第1項の規定による認定